

⑨. 新市建設計画の期間延長の手続きは、いつまでに行わなければならないの？

①. 期間延長の手続きは、平成31年3月31日までの議会議決が不可欠です。

⑩. 期間延長の手続きをしなければ、合併特例債は活用できないの？

①. はい。期間延長の議会議決がなければ、合併特例債（限度額まで残り約35億円）は活用することはできません。

市としては、今後、あらためて昨年12月議会と同様に新市建設計画の期間延長と、それに伴う財政計画の期間延長についての議案を提案する予定です。

おわりに

市としては、今後5年間に実施を予定している主な建設事業の中で「両津病院移転新築事業」を重点に位置付けています。

その候補地には、現在の両津文化会館および両津公民館の跡地を予定しており、両施設の廃止・解体が不可欠になります。そのためには佐渡島内で唯一の大規模な文化会館であるアミューズメント佐渡（佐和田）について、このタイミングを利用して大規模改修する必要があります。この改修作業を完了した上で、両津文化会館などを解体し両津病院の移転新築や民営化への移行を進める予定の特別養護老人ホーム歌代の里についての年次計画を描かなければならないと考えています。

この新市建設計画の議案が否決されたことによりまして、両津病院の移転新築完了予定が昨年秋に開催しました説明会でお示したスケジュール案よりも半年以上遅れることとなりますこととお詫びいたします。

今後も引き続き、皆さまのご理解をいただけるよう努力してまいります。

お問い合わせ 企画財政部企画課 ☎63-3802

新庁舎建設に係る住民訴訟の判決が確定しました

平成29年5月に提起されていた市役所の新庁舎建設に係る住民訴訟は本年1月10日、新潟地方裁判所において請求棄却の判決が下され、同月25日に確定しました。

これは市民団体（愚直の会・祝政子代表）が訴えを起こしたもので、新庁舎建設を取り止めたことが佐渡市に損害を与えるとの理由で、三浦市長に対して約9億6,000万円の賠償を求めたものでした。

〈原告側の請求の主な要旨〉

新たに金井の本庁舎を建設する案の方が廉価であるにもかかわらず、三浦市長は現庁舎の改修案を採用した。これは地方自治法および地方財政法に違反する。三浦市長が現庁舎の改修案を採用したことは違法であり、市に与えた損害額として約9億6,000万円の賠償を三浦市長に対して求める。

〈裁判所の判断〉

この原告側の請求に対して、新潟地方裁判所は、「三浦市長の判断に重大な事実誤認や著しい裁量権の逸脱濫用が認められない以上、これをもって違法と評価することはできない」として、原告の請求内容を全面的に棄却しました。

お問い合わせ 総務部防災管財課 管財係 ☎63-3125